

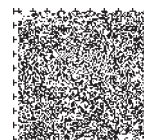
第3章

教員の専門性向上

1 研修の充実

2 人材の有効活用

3 採用前からの人材養成



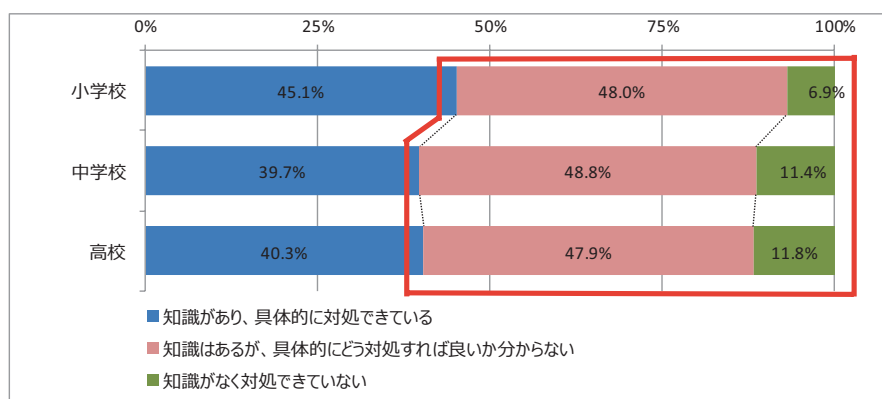
1 研修の充実

現状と課題

○ほとんどの学校に発達障害の児童・生徒が在籍していることが推測される中、都教育委員会では、これまで研修や講習会において、教員の発達障害に関する理解促進や特別支援教育コーディネーターの育成等を行ってきました。

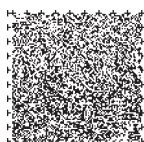
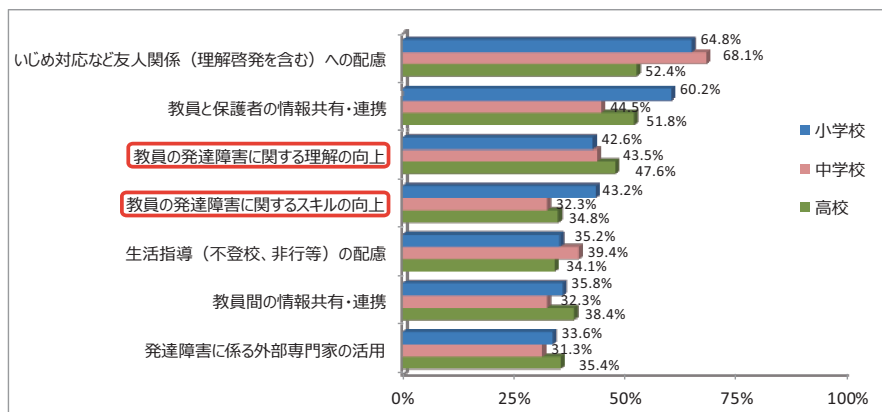
○一方、意識調査によると、小学校で54.9%、中学校で60.2%、高校で59.7%の教員が「発達障害に関する知識はあるが具体的にどう対処すれば良いか分からない」又は「発達障害に関する知識がなく対処できていない」と回答しています。

■発達障害の児童・生徒への対処 [学級担任回答]



○発達障害の児童・生徒の保護者からは、教員の発達障害に関する理解や対応力の向上を求める意見が上がっています。

■保護者が学校に充実を期待すること [保護者回答]



○平成28年度以降、区市町村において特別支援教室が順次導入されることから、発達障害教育を担う教員の更なる専門性の向上はもとより、全ての教員が発達障害の基礎的な知識及び対応力を身に付けることが急務となっています。

具体的な取組

(1) 職層や経験に応じた研修の実施

発達障害に関する知識や、通常の学級における発達障害の児童・生徒との関わり方など、1年次（初任者）研修、10年経験者研修等、職層や経験に応じた研修の内容を充実し、資質・能力の向上を図ります。

また、教育管理職が発達障害教育を校内において適切に推進できるよう、全ての校長・副校長を対象とした研修を実施します。

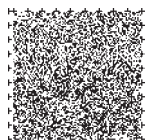
項 目	年 次 計 画				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
職層や経験に応じた研修の実施	研修の充実				

(2) 発達障害教育に関する専門性の向上を図る研修の実施

平成28年度から導入される特別支援教室の巡回指導教員等、発達障害教育を中心となって担う教員を対象に、発達障害の児童・生徒の行動特性や指導の在り方等について研修を行い、専門性の向上を図ります。

また、新たに特別支援教室の担当となる教員等に対し、異動前の講習会を実施します。

項 目	年 次 計 画				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
発達障害教育に関する専門性の向上を図る研修の実施	研修の充実、異動前講習会実施				

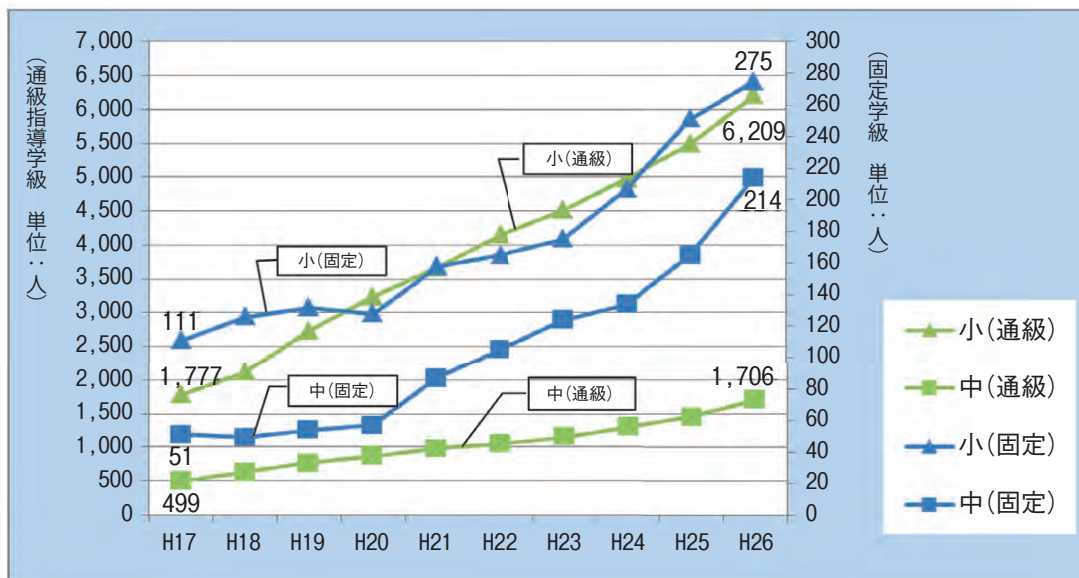


2 人材の有効活用

現状と課題

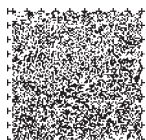
○通級指導学級の利用者及び固定学級の在籍者は年々増加しており、発達障害教育を担当する教員の専門性の向上が求められています。

■都における通級指導学級利用者数及び固定学級在籍者数の推移



○発達障害と考えられる児童・生徒がほとんどの通常の学級に在籍していると推測されるものの、意識調査によると、過半の教員が発達障害の児童・生徒への対処ができていないと回答しています。

○こうした状況の中、発達障害の児童・生徒に対して適切な指導・支援を行うためには、教員への研修に加え、更なる人材育成・人材確保の方策が求められます。



(1) 人事異動を活用した発達障害教育に係る人材育成及び人材確保

小・中学校と特別支援学校の教員の異校種期限付異動^{*25}を促進し、小・中学校の教員が特別支援学校での経験を通して、発達障害教育に関する理解を深めていきます。

また、発達障害教育に対する意識が高く、特別支援教育に必要な資質・能力を持った教員を確保するため、特別支援学級（特別支援教室を含む。）の教員について公募人事を実施します。

項目	年次計画				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人事異動を活用した発達障害教育に係る人材育成及び人材確保	検討、順次実施				

(2) 指導教諭^{*26}を活用した教員全体の専門性の向上

特別支援教育において高い専門性と優れた指導力を持つ教員である指導教諭を、小・中学校の特別支援学級担当として活用していきます。

また、教員全体の専門性を向上させるため、指導教諭が実施する模範授業・公開授業に、特別支援学級を担当する教員に加え、通常の学級を担当する教員も参加できるようにします。

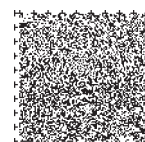
項目	年次計画				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
指導教諭を活用した教員全体の専門性の向上	指導教諭の活用				

^{*25}異校種期限付異動

特別支援教育を担う専門性の高い教員の育成や確保、児童・生徒の発達段階に応じた指導の向上等を図ることを目的として、小・中学校、高校と特別支援学校の間で期限を定めて行う異動の仕組み

^{*26}指導教諭

児童・生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う職（学校教育法第37条第10項）

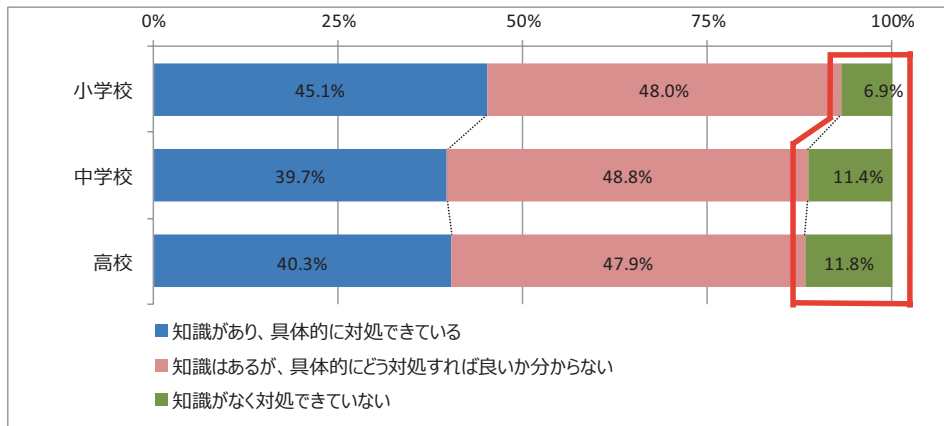


3 採用前からの人材養成

現状と課題

○意識調査では、1割程度の教員が「発達障害に関する知識がなく対処できていない」と感じていることが明らかとなりました。

■発達障害の児童・生徒への対処 [学級担任回答]

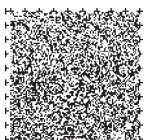


○都教育委員会は、平成16年度から、教員養成系大学や区市町村教育委員会と連携した「東京教師養成塾^{*27}」において、特別支援教育に関する実習や体験活動等を通して学生段階からの人材養成を行っています。

○今後、発達障害の児童・生徒に適切な指導・支援をしていくため、現職の教員の育成のみならず、発達障害教育に必要な知識・能力を備えた人材の養成の更なる充実が求められます。

^{*27}東京教師養成塾

社会の変化や子供・保護者の願いを的確に捉えられるよう、豊かな人間性と実践的指導力を兼ね備えた人材を学生の段階から養成する都独自の制度（平成16年度開設）



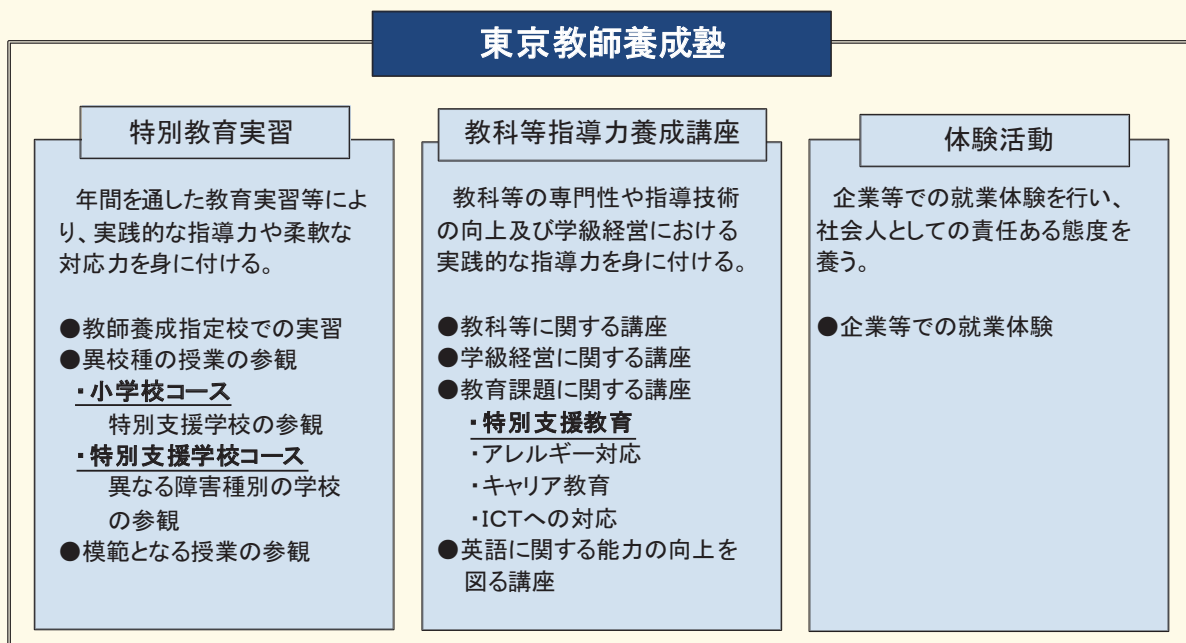
(1) 東京教師養成塾等の活用

東京教師養成塾に設置される小学校コースの特別教育実習における特別支援学校の参観や、教科等指導力養成講座における発達障害教育を含む特別支援教育に関する講義・演習を通じて、教員を目指す学生（以下「塾生」という。）の理解を啓発し知識を高めます。

特別支援学校コースの特別教育実習における特別支援教育コーディネーターの講話や、教科等指導力養成講座における心理検査の結果の活用等についての演習を通じて、塾生の理解を啓発し知識を高めます。

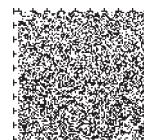
また、東京都公立学校教員採用候補者名簿の登載者を対象として実施している採用前実践的指導力養成講座^{*28}において、発達障害教育に関する講義等を通じて、採用予定者の理解を啓発します。

項目	年次計画				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
東京教師養成塾等の活用	教師養成塾の充実、採用前実践的指導力養成講座の活用				



^{*28}採用前実践的指導力養成講座

東京都公立学校教員採用候補者を対象として、学習指導や学級経営、特別支援教育、保護者との信頼関係づくり等について講義や体験活動を通して学び、採用前に実践的な指導力を身に付けることを目的に講座を実施している。



(2) 教員養成系大学等との連携強化

教員養成系大学等に都教育委員会の指導主事^{*29}等を派遣して行っている講義において、発達障害教育に関する内容を盛り込むことで、教職を目指す学生に対する理解啓発を図ります。

あわせて、教職課程を持つ大学等の実情を把握するとともに、「小学校の教職課程学生ハンドブック^{*30}」における発達障害教育に関する記述を充実して情報提供していきます。

また、教員養成系大学等から、発達障害に関する教育カリキュラムの開発等に当たり、要請があった場合には、都教育委員会として積極的に支援していきます。

項 目	年 次 計 画				
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
教員養成系大学等との連携強化	連携強化				

*29 指導主事

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条の規定に基づき教育委員会事務局におかれる職員。学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

*30 小学校の教職課程学生ハンドブック

教師を目指す大学生を対象に、都教育委員会が大学での学びを支援するために作成した冊子。

教師として必要な最小限の資質・能力を身に付けるために、大学の養成課程で学ぶべきことを具体的に示してある。

